

経済産業省貿易経済安全保障局安全保障貿易管理課パブリックコメント担当御中

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見

2024 貿情セ調（経提）第8号

2025年3月1日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 理事・調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉晴夫 主任研究員 桃井元士
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
I. 外国為替令別表	
1. 外為令別表の6の(6)	
<p>【意見】 「被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術」を「セラミックの複合材料を被覆するための設計又は製造に係る技術」とする。</p> <p>【理由】 「セラミック複合材料」の設計又は製造に係る技術なのか、「被覆」の設計又は製造に係る技術なのか曖昧であるため、貨物等省令第18条第6項（コーティングシステムの設計又は製造に係る技術）との整合性を測るため、「<u>セラミックの複合材料を被覆するため</u>」とすることが適当であると考えます。</p>	
II. 貨物等省令	
1. 第5条第十二号ロ	
<p>【意見】 ロを次のようにする。</p> <p>ロ 次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの</p> <p>(一) 不活性ガス</p> <p>(二) 100パスカル以下の<u>真空</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ロ 次のいずれかの制御されたプロセス環境を有するもの</p> <p>(一) 不活性ガスに<u>満たされた密閉環境</u></p> <p>(二) 100パスカル以下の<u>密閉環境</u></p>	

【理由】

各号が規定するプロセス環境をより明確化するため、上記の修正案を提案するものです。

2. 第18条第6項

【意見】

「外為令別表の6の項(6)の経済産業省令で定める技術は、次の各号に該当するコーティングシステムの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)とする。」は、「次の各号の全てに該当するコーティングシステムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)とする。」に変更願いたい。

【理由】

各号のすべてに該当するものが規制されることを明確化するためです。また、「係る技術」では必要以上に規制範囲が広く解釈される恐れがあります。「必要な技術」が適切なのではないかと考えます

3. 第6条第一号チ

【質問及び意見】

新設された貨物等省令第6条1号ヨ(先端コンピューティングIC規制)を除いている理由、また、ヨ以外のもので具体的に想定されるものは何か。もし、具体的には想定されているものがないのであれば、チの削除を検討していただきたい。

【理由】

新設となった先端コンピューティングIC規制である貨物等省令第6条1号ヨは、その規制内容からニューラルネットワークICの代替えと解釈することが適切です。

(参考) : EARにおいてもECCN 3A090の新設と同時に3A001.a.9を削除しています。

4. 第6条第一号ヨ

【意見】

次のように修正いただきたい。

ヨ 揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が600ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、デジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、それらの合計処理性能(TPP)の総和が6,000以上であるものを有するもの次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの

- (一) 削除
- (二) 削除
- (三) 削除
- (四) 削除

【理由】

(一)～(四)がOR条件で結合するようなロジックで規制条文となっています。このうち、(一) (二) (三)は互いに独立した事象であるものの、(四)は(一) (二) (三)の数値を加算したもので判断する規定ぶりとなっています。このため、論理的にみると(一) (二) (三)の論理和となり、(一) (二) (三)と重複するものと考えられます。(四)のみでよいのでは

ないかと思受けられます。

追加

① 日本のコンピュータメーカーは、現在、自前での当該プロセッサの設計・製造は実施しておらず、主に米国メーカー製の製品を購入し組み込むことにより自社製品を実装しています。

このため、該非判定に関しても、米国メーカーから得られる該非判定の情報を、メーカーが開示している技術資料、業界のデファクトスタンダードのベンチマークプログラムによる性能の測定結果等と照合し、妥当性を確認したうえで、自社が日本から輸出する際の許可要否を判断しているのが実情です。米国 EAR 等の規制で用いられている規制尺度、規制値と整合がとれていないと、日本のメーカーが該非判定に必要な正確な情報の開示を米国メーカーに要請した場合に、米国メーカーが当該情報を日本のメーカーに開示しなければならない背景の理解が得られづらくなり、必要な情報を入手するために、多大な工数と時間を要する可能性があります。このため、米国 EAR の規制尺度、規制値との概念的な整合がとれるようご配慮ください。

② 貨物等省令 6 条 1 号において、「他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が」と記載されている一方、運用通達用語の解釈の合計処理性能 (TPP) では、「総計双方向転送レートの総計値」として別の用語で記載されているように見受けられます。運用通達用語の解釈において、「貨物等省令 6 条 1 号における 全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計」として独立させ、「すべての入力および出力にわたる双方向の転送速度は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる」と記載いただくのがよいものと思われま。

③ 貨物等省令第 6 条第一号ヨにおいて、「デジタルプロセッサユニット」「アナログ基本演算ユニット」という用語が用いられている一方、運用通達用語の解釈においては、特段の定義が記載されていないように見受けられます。当該用語が何を指しているのかが明確ではないため、具体的な解釈を記載いただくようお願いいたします。特に、「アナログ基本演算ユニット」は、「アナログ」という用語が用いられており、デジタル回路の機能を実現するための回路の一部に回路のアナログ的な性質を用いているものの、全体としてはデジタルの回路であり、従前から法令にて定められている「アナログコンピュータ」でいうところの「アナログ」とは概念が異なっているものと考えられます。このため、明確化のため、具体的な定義を記載いただく必要があるものと思われま。

④合計処理性能 (TPP) に関して、

「アナログ基本演算ユニット」に関しては、業界の標準は INT8 ですが、1, 4, 16 ビットの他のバリエーションも存在しており、業界でのデファクトの計算の仕方が必ずしも統一されているということでもないように見受けられます。他のデジタルの回路と同様に、演算ビット長にオペレ

ーション毎秒(TOPS)を乗ずる算出方法と表現していただくのが妥当であるものと見受けられます。また、全般的に、TPPの算出の仕方に曖昧な点が残るため、加重最高性能の説明と同程度に具体的に算出方法を記載いただくのがよいものと思われま

5. 第6条第十七号

【意見】

柱書きの部分を次の下線部を追加する。

「半導体素子、・・・、若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品」

【理由】

改正漏れであると思われま

6. 第6条第十七号、十七号の二、第十七号の三

【質問】

今般の改正案において政令と省令の対応関係は以下のとおりと理解してよいか。

貨物等省令（第6条）	対応する政令
第十七号	7の項（16）
新第十七号の二（*部分品・附属品規定なし）	7の項（16）
新第十七号の三	7の項（17）
新第十七号の四	7の項（17の2）

7. 第6条第十七号タ、コ、ア等

【意見】

省令第6条第十七号タ、コ、ア等にある「高周波」について、具体的な周波数帯域（数値等）をご教示いただきたい。

【理由】

定義が不明確であるためです。

8. 第十七号の三（一部解釈含む。）

【意見】

原案の下線部を、次のように修正・削除する。

1) 省令原案

イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品 （ホに掲げるものを除く。）

ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イ又はニに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又は その部分品若しくは附属装置

- ハ インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はその部分品若しくは附属**装置**
- ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品 (ホに掲げるものを除く。)
- ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものの

2) 運用通達：「貨物等省令第6条第十七号の三ニに該当するマスク又はレチクル」
ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。

修正案

1) 省令

- イ マスク又はレチクル（ニに該当するものを除く。）であって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品 (ホに掲げるものを除く。)
- ロ 位相シフト膜を有する多層マスクであって、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの（イに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品
- ハ インプリントリソグラフィテンプレートであって、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの又はこれらの部分品若しくは附属品
- ニ 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したマスク又はレチクルであって、次号に該当するマスクブランクを有するもの又はこれらの部分品若しくは附属品 (ホに掲げるものを除く。)
- ホ ペリクルであって、極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものの (イ及びニに掲げるものを除く。)

2) 運用通達：「貨物等省令第6条第十七号の三に該当するマスク又はレチクル」

【理由】

- ・「イ」「ニ」の（ホに掲げるものを除く。）：ペリクルはマスク又はレチクルの附属品の認識です。「イ」「ニ」に対して「ホ」（EUV ペリクル）の除外規定を設けると、「イ」に該当するマスク（「ニ」には非該当の EUV マスク、例えば「次号に該当するマスクブランク」を使っていないマスク）に、「ホ」に該当するペリクルを装着したマスクは、マスクとして「イ」と、ペリクルとして「ホ」の二重に該当することになります。よって「ホ」に除外規定を設けた修正案を提案いたします。
- ・通達の新設「貨物等省令第6条第十七号の三ニに該当するマスク又はレチクル」：解釈の（ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。）は、「ニ」に限定したものではないため、誤

解が生じないよう第十七号の三のマスク全体にかかるように修正案を提案いたします。

- ・「ロ」「ハ」の「付属装置」：第十七号の三の柱書「集積回路の製造用のマスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの」では、付属装置は規定しておらず、附属品を対象としているため、附属品として修正案を提案いたします。
- ・「ロ」「ハ」の「その部分品」：「マスク又はレチクル」と「多層マスクやテンプレート」で使い分けたかと存じますが、「イ」「ニ」の「これらの部分品」との違いから、混乱が生じる可能性があるため、「これらの部分品」と統一する修正案を提案いたします。
- ・「ロ」の除外規定（イ又はニに該当するもの・・・）：除外した「ニ」は反射型の EUV マスクであり、透過型の位相シフトマスクである「ロ」と重複することが無いため、修正案を提案いたします。

9. 第7条第七号

【意見】

貨物等省令第7条第七号は「電子計算機又はその電子組立品若しくは部分品であって、前条第一号ヨ（新設）に該当する集積回路を一つ以上有するもの」と規定されるが、例えば、第6条第一号ヨの集積回路を組み込んだ電子計算機であって、当該集積回路が分離しがたい状態、あるいは主要な要素になっていない場合であれば、8の項の判定だけ、そうでない場合は7の項と8の項の双方に該当するかどうかの判定が必要と考えてよいか。

【理由】

貨物等省令第7条第七号の当該集積回路について、運用通達1-1-1(7)(イ)の適用可否を明確にしたいためです。

10. 第20条第1項第一号、第二号

【意見】

貨物等省令第20条1項第一号、第二号で規制される貨物等省令第7条第七号に該当するものの使用に必要な技術及びプログラムの使用に必要な技術は、除外していただきたい。

【理由】

日本の産業界において、貨物等省令第7条第七号で該非判定を行う貨物の技術として、米国N社製GPUカードを効率よく使用するためのドキュメント等がN社から各メーカーに提供されます。

N社によるそのドキュメントのEAR判定結果は、EAR99です。

EARにおいては、GPUカード(ECCN=4A090.a)に対する技術は、ECCN=4E001や4D001で規定されていますが、使用に必要な技術は除外されているため、EAR99と判定しているものと想定できます。

輸出管理規制においては、レベルプレイングフィールドが基本原則であり、経済産業省におかれても同様のスタンスに立って制度運用をされてきたものと理解しています。

今回の改正案のように、日本独自の規制による運用は、レベルプレイングフィールドの点で大きな影響を受け、グローバルビジネス展開の上でも支障が生じてしまいます。

具体的には、N社製GPUカードを使用した海外との共同研究開発、海外への開発委託を行う際、N社製のドキュメントを提供する必要がありますが、

改正案が施行されると、それら一つ一つの取引毎に経済産業大臣の個別許可が必要となり、日本だけが手続き的なコストの負担を強いられ、日本の産業界の国際競争力を減退させるものと考えます。

更に日本政府が掲げる統合イノベーション戦略 2024 の強化方策の「AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速」を疎外するものとなります。

1 1. 第8条第九号イ

【意見】

(十一) 1の一から、イ、ロ、ハは削られることによって、規制対象外の範囲が拡大したのか否か、現行の範囲と改正後の範囲についてご教示いただきたい。

【理由】

現行は「次のいずれかに該当するもの」としてイ、ロ、ハが列挙されていますが、ハは「(十二)から(十六)までに該当するもの」となっています。改正条文では「本号イに該当しない装置又はシステム」となっていて、(十二)から(十八)までの全てを包含しており、つまりは現行よりは範囲が拡大していると想定されるためです。

1 2. 第8条第九号イ(十四)

【意見】

現行のイ(十五)では、本号へに該当する端末の要件がなく、仮に未市販の端末(本号へ(一)1を満たさず、本号へに非該当)を設計変更していた場合でも、その他のイ(十五)の要件を満たせばイ(十五)を適用して非該当と該非判定できるが、改正後は、イ(十四)の「本号へに該当する端末」という要件を満たす必要があるため、前述のように未市販の端末を使用していた場合はイ(十四)を適用して非該当とすることができないという理解で良いか。

1 3. 第8条第九号イ(十八) 二ロ

【意見】

冒頭の「情報システムのセキュリティ管理機能」を「データの機密性確保のための暗号機能」とする。

【理由】

今般の改正案の対象ではありませんが、WAとの整合性を確保するため。WAでは' cryptography for data confidentiality' となっており、他の改正箇所でも「データの機密性確保のための暗号機能」という表現が使われています。

1 4. 第8条第十一号

【意見】

「暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの」

の「情報システムのセキュリティ管理機能」は「データの機密性確保のための暗号機能」とするべき。

【理由】

一般の改正案の対象ではありませんが、WAとの整合性を確保するためです。

1 5. 「重要・新興技術関連品目」とそれ以外の品目の区別

【意見】

本改正により「重要・新興技術関連品目」として新たに追加される品目と、従来から規制されていた品目（「重要・新興技術関連品目」としては規制されていなかったもの）とでは該当項番号が異なる（項番号の括弧番号レベルで番号が異なる）ようにしていただきたい。該当項番号を表すNACCコードが同一となり輸出申告データの作成に特一包括の適用可否が該当項番号のみで識別できなくなるため。

III. 包括許可取扱要領

1. IV 特別返品等包括許可

4. 特別返品等包括許可の範囲

【意見】

改正案では、許可取得の要件を緩和していただきありがとうございます。

令和6年に追加していただいた貨物の不具合にかかる役務取引と合わせ、より合理的な制度になったものと考えますが、次の貨物、技術についても追加していただければと、さらに使い勝手のよい制度になるものと考えます。

①調査、分析のために本邦に貸与された機器の返送

輸入調達品に不具合が発生した場合、外国企業から調査、分析のための機器を一時的に輸入することがあります。当該機器の所有者は輸出した外国企業であり、返送により安全保障上の新たな懸念が生じるものではありません。なお、外国企業としてもこのような機器に余分はなく、早期の返却を必要とするものです。

②定期的な校正のための機器の一時的な輸出

防衛省に納入している装備品については、輸出した外国企業での定期的な校正、整備が必要なものがあります。校正などされた機器は本邦に返却されるため、返送により安全保障上の新たな懸念が生じるものではありません。

③①、②に関連して発生する取り扱い説明書や検査成績書等の役務提供

以上、①から③は、防衛力の維持に欠かせないものでもありますので、今回の改正に合わせて、追加していただきたくよろしくお願いいたします。

2. 「り地域」を仕向け地とする移設検知装置が搭載された工作機械を特別一般包括許可の対象とする ことについて

【意見】

(1)

包括許可取扱要領内の「特別一般包括許可・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の（14）にて、「次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣届け出ることが必要とされる。①輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）を、「り地域」に輸出する場合」と記載されております。

また、「許可条件の適用」として、届出は、様式第14によるものとする。」との記載があります。

一方、現行の包括許可取扱要領の（15）（法令改正後は（16）にスライド）では「前々項の届け出を行った場合、14日間を経過した後に届出と同一の輸入者（買主及び荷受人を言う。）、需要者及び装置納入先に対して、再度、輸出を行う際は、経済産業大臣に届け出ることとは不要とする」との記載があります。

それらを踏まえ、質問がありますので、お答えくださいますようお願いいたします。

Q1. 同一の需要者に対して特別一般包括許可を用いて2項（12）に該当する工作機械を輸出する場合、2回目以降の届け出は不要、と理解していますが、この場合、期限なく届出書は不要になるという理解でよろしいでしょうか？

Q2. 「2回目以降の届け出が不要になる」との記載がありますが、同一の需要者でも社名変更等、「2回目以降の届け出が必要になる場合」をご教示いただきたく存じます。

Q3. 当該条文は移設検知装置を搭載したものに限り、とのことですが、当該機に移設検知装置が搭載されている事を証明する必要がありますでしょうか？

もし、証明する必要があるとすれば、当該機に移設検知装置が搭載されている事実を担保する資料等を用意することになりますでしょうか？

Q4. 様式第14の提出書の提出方法と提出先をご教示いただきたく存じます。提出方法がe-mailもしくは郵送の場合は、その提出先も合わせてご教示いただきたく存じます。

Q5. 「届け出を行った場合、14日間を経過した後」とは、土日を含んだ14日との理解でよろしいでしょうか？また、届け出者側からわかる起算日をご教示いただきたく存じます。

Q6. 受理番号等は提出後に付与されるとの理解でよろしいでしょうか？

Q7. またその番号等は税関申告時にも提示が必要になりますでしょうか？

(2)

・ホームページ Q&A の追加について

「り地域」を仕向け地とする移設検知装置が搭載された工作機械を包括許可の対象とすることについて、「6. 特別一般包括許可・特定包括許可（半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化関係）」と同様に、工作機械を扱う立場から見た Q&A の追加を希望いたします。

3. 包括マトリクス7の項

【意見】

(1)

貨物の包括マトリクス原案の下線部を、次のように修正することを提案する。

原案

輸出令別表第1の7の項（17）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3に該当するもの

- い地域① : 特別一般、一般
- と地域②（と地域③を除く。） : 特別一般
- と地域③ : 特定
- ち地域 : ー

修正案

1) 輸出令別表第1の7の項（17）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

- い地域① : 特別一般、一般
- と地域②（と地域③を除く。） : 特別一般
- と地域③ : 特別一般
- ち地域 : ー

2) 輸出令別表第1の7の項（17）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の3ニ又はホに該当するもの

- い地域① : 特別一般、一般
- と地域②（と地域③を除く。） : 特別一般
- と地域③ : 特定
- ち地域 : ー

(2)

役務包括マトリクス原案の下線部を、次のように修正することを提案する。

原案

輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、（19）、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条

第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ（2）から（4）まで若しくはルからシまで、第17号の2、**第17号の3**、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの

い地域①： 特定

と地域②（と地域③を除く。）： 特定

と地域③： 特定

ち地域： ー

修正案：

輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、（19）、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条

第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ（2）から（4）まで若しくはルからシまで、第17号の2、**第17号の3ニ若しくはホ**、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはホ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの

い地域①： 特定

と地域②（と地域③を除く。）： 特定

と地域③： 特定

ち地域： ー

【理由】

現行のマスク又はレチクルの規制（第十七号ト、チ、リ）を、原案の新設 EUV マスク規制と合わせて、第十七号の三に移動させたことにより、現行の省令第6条第十七号ト、チ、リが「貨物包括マトリクス」では「と地域③」で、「特定包括」許可の対象になっています。

また、「役務包括マトリクス」では「い地域①」、「と地域②」、「と地域③」が「特定包括」の対象となっております。

現行の第十七号ト、チ、リは、今回の改正の趣旨である「重要・新興技術関連品目」ではないという認識ですので、現行の「特別一般」が維持されるよう修正をお願いいたします。

現行の第十七号ト、チ、リは、少なくとも15年以上も前からリスト規制品目として規定されておりますが、その間は「特別一般包括許可」の対象でした。国際的な協調や Foreign Availability の観点からも今回の改正で包括許可要領を変更する理由がわかりません。（米国輸出管理規則 EAR では、§ 744.23 “Supercomputer,” “advanced-node integrated circuits,” and semiconductor の (4) Semiconductor manufacturing equipment (SME) and “components,” “assemblies,” and “accessories.” のカントリーグループ D:5 向け規制でも、3B001.g, h は除外されております。）

また、中国では第十七号チに該当するマスクは少なくとも15年以上前から製造されております。マスクは非常に短納期であり、日本の産業の競争力が低下します。

4. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項（1）に掲げる技術」

【意見】

原案の下線部を以下のように修正することを提案する。。

【原案】

輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、（19）、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ（2）から（4）まで若しくはルからシまで、第17号の2、第17号の3、第17号の4、第18号の2、第19号イ若しくはハ、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの

【修正案】

輸出令別表第1の7の項（1）、（2）、（15の3）、（16）、（17）、（17の2）、（18）、~~（19）~~、（24）又は（25）に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）、第2号ヨ、第16号の3、第17号へ（4）まで若しくはルからシまで、第17号の2ロ、第17号の3ニ、~~第17号の4~~、第18号の2、~~第19号イ若しくはハ~~、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの

【理由】

「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目（貨物等省令第6条第17号へ（2）（3）等）も取り扱いが強化されているため、再考をお願いいたします。

【補足】

LPFの観点からも、例えば、現行の貨物等省令第6条第17号へ（2）の設計・製造に必要な技術は、米国輸出管理規則EARにおいて、3B001.f.2の設計・製造に必要な技術（3E001）にあたりますが、一部国・地域・EL掲載者向けを除いては、規制に変更はなく、引き続き許可例外も適用可能との認識です。

5. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項（2）に掲げる技術」

【意見】

原案の下線部を以下のように修正することを提案する。。

【原案】

外為令別表の7の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの（輸出令別表第1の7の項（16）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ（2）から（4）

又はルからシまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)

【修正案】

外為令別表の7の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第17号へ~~(2)から~~(4)又はルからミまでのいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラムに限る。)

【理由】

「重要・新興技術関連品目」に関する包括許可取り扱いの強化を趣旨としますと、従来の規制品目(貨物等省令第6条第17号へ(2)(3)等)も取り扱いが強化されているため、再考をお願いいたします。

【補足】

LPFの観点からも、例えば貨物等省令第6条第17号シ(米国輸出管理規則EARにおける3B993.q.2)を使用するためのプログラムは、米国輸出管理規則EARにおいて規制されていないとの認識のため(3D993は3B993の設計・製造のためのプログラムを規制)、規制見直しをお願いします。

6. 包括許可マトリクス「別表A」7の項「輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物」

【意見】

「輸出令別表第一 第7項(16)、省令第6条第17号へ(3)」に該当する電子ビームマスク描画装置の本体及び部分品を「と地域③」に輸出するにあたって、現在は特別一般包括許可証が使用できるが、改正案では特別一般包括許可証が適用できません。

現行どおり、特別一般包括許可証での輸出を継続できるようにご配慮いただきたい。

【理由】

電子ビームマスク描画装置は、フォトマスク(半導体回路の原板)を製造する装置です。電子ビームマスク描画装置は、省令第6条第17号へ(4)に該当する電子ビーム直接描画装置とは異なり、ウエハーに直接電子ビームを照射して半導体素子や集積回路を製造することはできません。フォトマスクに電子ビームを照射して半導体回路を描画するには長時間を要します。

長時間故に、不具合発生時は、フォトマスクの製造を止める時間をできる限り短くするため、緊急対応、必要部品等の迅速な出荷が要求されます。

今後、個別輸出許可による出荷に移行すると、緊急対応、短期間での出荷が困難になり、ユーザー、装置供給メーカー/サービス会社、共に大打撃を受けることが予想されます。また、特定包括許可証の取得にも時間を要することが懸念されます。

したがって、現行通り特別一般包括許可での輸出を継続できるよう要望いたします。

7. 包括許可マトリクス「別表B」7の項「外為令別表の7の項（3）に掲げる技術」

【意見】

[別表B]案について、「外為令別表の7の項（3）の貨物等省令第19条第3項第7号から第11号までのいずれかに該当するもの」の包括許可利用が「い地域①、と地域②（と地域③を除く。）と地域③」について、全て、「特定」包括のみの使用許可となっていますが、今回案で追加された第9号から第11号までの技術に関しては、い地域①向けの「特別一般、一般」包括の適用をお願いしたい。

【理由】

本案で追加された第9号から第11号の規制は、2024年12月31日施行の米国EAR[Docket No. 241126-0302]の追加規制とその技術内容を同じくするものと受け止めております。

第9号：EAR ECCN no. 3D992.b に相当

第10号：EAR ECCN no. 3D993.b に相当

第11号：EAR ECCN no. 3D993.c に相当

今回の「包括許可取扱要領」改正案では上記第9号から第11号までが、「特定」包括のみの使用許可となっており、實際上、全地域仕向対象で個別許可を要する規制となっています。

当該技術のEAR規制においては、下記基準での規制となっています。

◇3D992.b は Country Group D:5 国及びマカオへの輸出に対して米国商務省の許可必要。

◇3D993.b は Entity List 脚注5 企業（中国本土の企業のみ指定されている状況）への輸出に対して米国商務省の許可必要。

◇3D993.c は Entity List 脚注5 企業（中国本土の企業のみ指定されている状況）への輸出に対して米国商務省の許可必要。

以上より、「包括許可取扱要領」改正案と現行EAR規制では規制レベルの乖離が大きく、日本企業においてより厳しいものとなっていると理解しています。

この点、両法規の構造上の違いもあり、全く同等レベルすることは大変困難であるにせよ、レベルプレイングフィールドの観点で、極力そうした差異は縮小頂く検討をお願いいたします。

8. 「重要・新興技術関連品目」の扱い

【意見】

「重要・新興技術関連品目」は、より厳格な管理（WAのSLレベル）が要求されているが、現行のWAでBLレベルであっても、今般の改正案では同じ貨物等省令であれば、SL並の厳格な管理が要求されている。

たとえば、マスク、レチクルは、現行は貨物等省令第6条第十七号のト、チ、リは、「ち地域」以外は「特別一般」が適用できますが、改正案では「貨物等省令第6条第十七号の三」は「と地域③」は「特定」になっている。

(提出書類通達の別表2の付表2の改正にも反映されている。)

こうした例は他にもあるが、この規制強化の理由はなにか。

【理由】

「重要・新興技術関連品目」については、その規制のレベルは政府の裁量の範囲であるのは理解しますが、現行規制におけるレジーム以上の規制強化は従来の政府の方針を逸脱しているのではないのでしょうか。

9. 包括許可取扱要領

Ⅶ 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(8) 特別一般包括許可に係る届出書(輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)(様式第14の2)

(9) 特別一般包括許可に係る届出書(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。))であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)(様式第14の3)

2 実績の報告等

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告(様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5)

② 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。(様式第14の2)

③ 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。))であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地

域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の3）

【意見】

様式第14の2と様式第14の3、様式第18の2と様式第18の3、の様式および提出を統合・一本化する

【理由】

半導体製造装置メーカーとしては、それぞれに該当する貨物の買主/荷受人/需要者/最終用途はほぼ同一であり、同じ届出内容を毎回二度に分けて提出することになってしまいます。

また、提出先につきましてもおそらく現在の個別審査担当窓口と同様になると思われ、手続き管を理の合理化にもつながると思われ。

10. 経過措置

【意見】

特別一般包括から特定包括に包括範囲が変更される貨物、役務で、施行前に契約がなされ、納期が施行日以降である場合、改正政省令等の施行前でも個別許可申請ができることを、公布の際に明示いただきたい。

【理由】

特定包括許可の申請要件は、特別一般包括許可に比べて厳しくて、簡単に切り替えができず、したがって個別許可申請をすることになりますが、契約を遵守するためにも、施行前での申請ができることが必要であると考えています。

IV. 提出書類通達

1. 「包括許可取扱要領」の別表Bに対応した提出書類通達の別表2の付表2

【意見】

包括許可取扱要領の別表Bの外為令別表の7の項（1）に掲げる技術のうち、輸出令別表第1の7の項（1）に掲げる貨物について、貨物等省令第6条第1号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）となっている個所の「同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第8号に規定する技術に該当するものに限る。）」ですが、提出書類通達の別表2の付表2の方にはこれに対応した内容が不足していると思われる。

【理由】

この記載は、別表Bの外為令別表の7の項（3）に掲げる技術の貨物等省令第19条第3項第8号に該当するものと同様の管理（すべての地域に対して「特定」のみ）とする意図で加えられているものと推測しましたが、別表2の付表2にも追加が必要と思われ。